

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
襖紙張替え（押入表）他 8 件	弘前駐業－Z 0 0 0 4 7 2	
	防衛大臣承認	
	作 成	令和 8 年 2 月 1 0 日
	変 更	
	作成部隊	弘前駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊松原宿舎（弘前）において実施する「襖紙張替え（押入表）他 9 件」（以下、”本役務”という。）について適用する。

2 対象建物

弘前市大字松原西 2 丁目 4 番 9 号 松原宿舎 1 0 号棟、1 6 号棟、1 8 号棟、1 9 号棟

3 一般仕様

本役務は、本仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書並びに使用材料の仕様により実施するものとし、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。

また、作業にあたり、建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに官側担当者へ報告し、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧するものとする。

4 特記事項

整備内容及び整備数量

下記整備数量は参考値であり別表1「宿舎整備予定表(令和8年度)」の数量を参考とする。

(1)	襖紙張替え（押入表）	1,865mm	×	865mm	1 6 枚
(2)	襖紙張替え（押入裏）	1,865mm	×	865mm	1 6 枚
(3)	襖紙張替え（天袋表）	425mm	×	865mm	4 枚
(4)	襖紙張替え（天袋裏）	425mm	×	865mm	4 枚
(5)	畳表張替え（1畳）				2 2 枚
(6)	畳表張替え（半畳）				2 枚
(7)	クロス張替え（壁・天井）				7 3 2 m ²
(8)	畳替え（1畳）				1 0 枚
(9)	畳替え（半畳）				2 枚

5 作業内容詳細

(1) 養生

ア 宿舎整備時には、各部屋内部の整備範囲外に養生をしてから整備を実施するものとする。

(2) 襖

ア 襖紙の張替は、新鳥の子（並品）程度を使用するものとする。

イ 襖紙張替えの際は、既存四方の寸法を確認してから実施し、下貼り（下地）の補修を程度に応じて実施するものとする。

ウ 襖紙張替えの際は、既存の襖縁と襖紙との間に隙間が無いことを確認し、また新設襖の開閉し動作確認を実施するものとする。

(3) 畳

ア 畳は、C種（C 2）で施工するものとする。

イ 畳表張替えの際は、床にしっかりとはめ込み凹凸が無いように実施し、防湿及び防カビのシート敷設を程度に応じて実施するものとする。

(4) 壁紙クロス

ア 壁紙クロスの張替は、ビニルクロス（準不燃 2 級）程度で施工するものとする。

イ 壁紙クロス張替の際は、実施前に官側担当者を使用する材料の仕様及び色の確認をし官側担当者の承認を得てからと実施し、ボード下地及びモルタル下地の補修を程度に応じて実施するものとする。

ウ クロス張替時は張替え範囲外にノリが付着しないよう養生をしてから実施し壁とクロスとの間

に気泡が発生しないように綺麗に張替るものとする。

- (5) 交換後の襖・畳・クロス等の処分は交換工賃に含むものとする。
- (6) 作業は平日０９００～１６３０に実施し、時間外作業においては官側担当者に事前に承諾を得てから実施するものとする。
- (7) 作業にあたり、電気及び水の使用の際は請負者側で発電機等を事前に用意し作業を実施するものとする。

6 管理事項

本役務を実施するにあたり、以下のことについて管理するものとする。

- (1) 本役務は、所要が発生した都度係官と協議し、整備内容及び実施日を決定するものとする。
- (2) 役務上知り得た情報は、第三者へ他言しない。
- (3) 写真等は、必要部数以上に増刷しない。また、必要箇所以外は撮影しない。
- (4) 完成検査は、現場の確認をもって行うものとする。

7 提出書類

提出書類は、別表2「提出書類一覧表」のとおりとする。